



令和5年

北海道のTAC

北海道水産林務部水産局漁業管理課

TAC（漁獲可能量）制度とは？

TACとは、「Total Allowable Catch（漁獲可能量）」の略で、**魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度**です。

魚などの水産生物資源は、産卵による再生産が可能であり、毎年一定の親魚を残し、再生産可能な資源状態を保ち、いつまでも漁業による採捕の対象として利用し続けられるようにすることが大切です。

我が国では、平成8年7月の国連海洋法条約の発効に伴い、平成9年1月からTAC制度がスタートしており、令和2年12月に施行された改正漁業法には、TAC管理を基本とする資源管理に関する内容が盛り込まれました。

TACの決め方

TACは、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式（いわゆる「漁獲シナリオ」）により導かれる、生物学的許容漁獲量の範囲内で、魚種ごとに決定され、都道府県及び大臣管理区分に配分されることとなっています。

知事は、北海道に配分された漁獲可能量について、北海道資源管理方針に即して設定した、知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定めます。

また、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、配分数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、国又は都道府県間による数量の融通を可能な範囲で行い、当該影響の緩和に努めるものとしています。

なお、すけとうだら太平洋系群については、日本漁船の操業区域外からの資源の大量来遊があった際の弾力的な制度「**大量来遊ルール**」の運用が図られており、さらに、特定の魚種においては、TACの消化状況が発動条件を満たした場合に、あらかじめ定めた計算方式で国の留保分から追加配分を行うことができる、通称「**75%ルール**」などの**追加配分ルール**が定められています。

T A C魚種（特定水産資源）

TAC魚種（特定水産資源）として、国の資源管理基本方針で定められている魚種のうち、北海道に係るものは、令和5年現在において、次の8魚種となっています。

くろまぐろ	さんま	すけとうだら	まあじ
まいわし	まさば及びごまさば	するめいか	ずわいがに

なお、国は令和2年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を公表し、令和5年度末までに漁獲量ベースでT A C魚種の割合を現在の6割から8割に拡大することを目指しています。

現在、漁獲量が多い下記15魚種を新たな対象として、検討が進められています。

※カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラ、カレイ類、ホッケ、サワラ、マダイ、ヒラメ、トラフグ、キンメダイ、ムロアジ類、イカナゴ、ベニズワイガニ、ニギスの15魚種。

管理の期間

特定水産資源の管理期間はそれぞれの魚種によって異なります。

すけとうだら、するめいか、くろまぐろ※	4月～翌年3月
まさば及びごまさば、ずわいがに	7月～翌年6月
まあじ、まいわし、さんま	1月～12月

※都道府県管理のみ。大臣管理は1月～12月。

漁獲量等の報告

TAC制度では、漁獲量の的確な把握が必要であることから、特定水産資源を採捕したときは、漁業法第26条及び第30条の規定、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に基づき、大臣管理区分は農林水産大臣に、知事管理区分は北海道知事に、月毎に漁獲量等を報告することとなっています。

なお、同法による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法193条の規定に基づき「六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金」が科せられる場合があります。

資源管理協定（認定協定）

TAC制度に加えて、漁業者の方々は自主的に水産資源を管理していくための協定を締結した場合、漁業法第124条の規定に基づき、農林水産大臣又は知事の認定を受けることができます。

TAC魚種（特定水産資源）を対象とする協定にあつては、漁業法第125条及び北海道資源管理協定審査基準の規定に基づき、当該水産資源に係る知事管理漁獲可能量を超えないように、漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められる場合、知事が認定を行うものとしています。

現在、北海道が認定している資源管理協定は、次の魚種及び海域で締結されており、配分された漁獲可能量を遵守するための具体的な取組を行い、当該魚種の保存及び管理を図るものとしています。

くろまぐろ	道内海域（オホーツク根室、太平洋、日本海、渡島）の北海道くろまぐろ（小型魚）及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業
-------	---

漁業法に基づく資源管理の概要

第2章 水産資源の保存及び管理

第7条 定義

第8条 資源管理の基本原則

第9条 資源調査及び資源評価

第10条 都道府県知事の要請等

第11条 資源管理基本方針

第12条 資源管理の目標等

第13条 国際的な枠組みとの関係

第14条 都道府県資源管理方針

第15条～第16条 漁獲可能量による管理

第17条～第29条 漁獲割当割合による漁獲量の管理

第30条～第34条 漁獲量等の総量の管理

資源管理の状況等の報告等

- 許可漁業－第52条に基づく報告（農林水産大臣）
 - ・資源管理の状況
 - ・漁業生産の実績
 - ・その他農水省令で定める事項
- 養殖・沿岸漁業－第90条に基づく報告（都道府県知事）
 - ・資源管理の状況
 - ・漁場の活用の状況
 - ・その他農水省令で定める事項

【 基本原則の概要 】

- T A Cによる管理を基本とし、T A C管理以外の手法による管理を合わせて行うとする事項
- T A C数量の配分及び管理区分に関する事項
- T A Cの管理は漁獲割当てを基本とする事項
- 漁獲割当てを行う準備が整っていない管理区分における漁獲量の管理に関する事項
- 漁獲努力量の総量の管理に関する事項

【 北海道資源管理方針 】

- 資源管理の基本的な事項
- T A C魚種ごとの知事管理区分、配分基準、管理の手法に関する事項
- T A C管理以外の資源管理に関する事項
- 道方針の策定、公表、変更に関する事項

【 資源管理協定 】

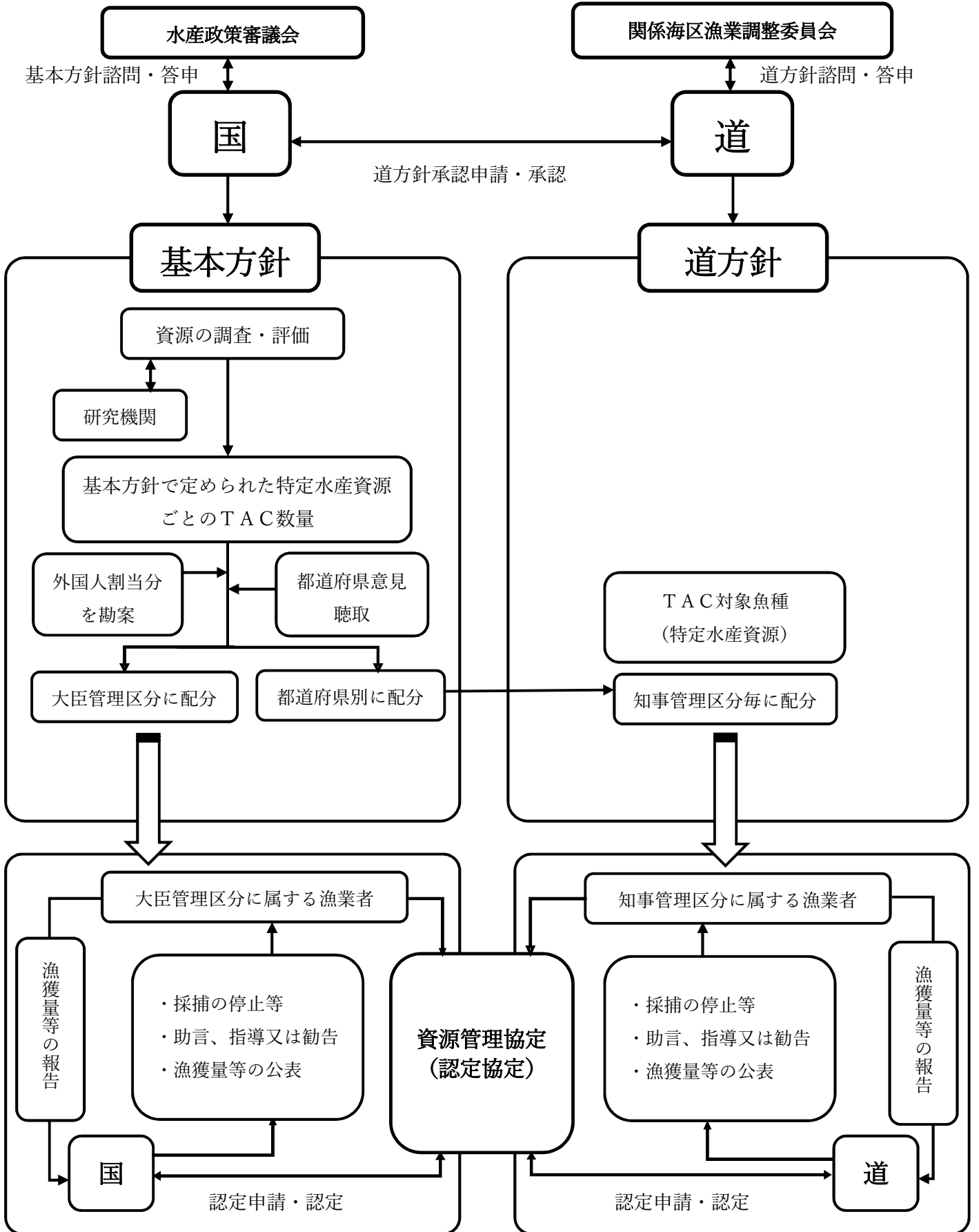
第124条～第126条 協定の締結、認定、あっせん等

第127条 実施状況の報告

【 北海道のT A C数量の管理 】

- 漁獲量の報告（第30条）
 - ・北海道特定水産資源の漁獲量の報告に関する規則(R2.12.15)
- 漁獲量の公表、助言、指導又は勧告(第31条、第32条第2項)
 - ・漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用方針(R2.12.25)
- 採捕の停止（第33条第2項）
 - ・北海道特定水産資源の採捕の停止等に関する規則(R2.12.11)

T A C 制度の仕組み



※「漁獲量等の公表」は、管理量を超えるおそれがあると認める場合、「助言、指導又は勧告」は、管理量を超えるおそれ大きいと認める場合、「採捕の停止等」は、管理量を超えている、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合の措置です。